

施策の柱6 良好な大気・水環境の確保と次世代への継承

月山や鳥海山を望むことができるどこまでも澄み渡る青空や母なる川最上川をはじめとした生活に潤いを与える河川など、健全で恵み豊かな環境を守り、育て、将来世代に継承していくことは、私たちの重要な責務です。

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき環境基準が定められています。

このため、県では、これらの基準が達成されるよう、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について、監視や指導を市町村と協力して行っています。

1 現 状

- 水資源保全地域とは、公共の用に供される水（水道の原水、農林漁業用水、工業用水、融雪用水など）の取水地点とその周辺の区域について、「山形県水資源保全条例」に基づき指定される地域のことで、本県独自の制度です。
- この条例は、過去に外国資本等による森林の買収や開発行為など、水資源への影響が懸念される事案が県内でも発生したことから、平成25年3月に制定しました。水資源保全地域内で土地取引や開発行為等を行おうとする場合、2か月前まで県への届出が必要となります。

表6－1 水資源保全地域一覧

地域	対象市町村	水資源保全地域の名称	面積 (ha)	指定年月日
村山	寒河江市	寒河江市水資源保全地域	4,770	R4.3.25
	村山市	村山市水資源保全地域	6,623	H31.3.26
	東根市	東根市水資源保全地域	10,278	H30.3.27
	尾花沢市	尾花沢市水資源保全地域	10,342	H29.3.28
	河北町	河北町水資源保全地域	1,422	R4.3.25
	西川町	西川町水資源保全地域	13,036	H27.5.29
	朝日町	朝日町水資源保全地域	5,737	H31.3.26
	大江町	大江町水資源保全地域	8,258	H28.6.10
	大石田町	大石田町水資源保全地域	2,872	R2.3.27
最上	新庄市	新庄市水資源保全地域	4,818	R5.3.24
	金山町	金山町水資源保全地域	5,726	H29.3.28
	最上町・舟形町	最上小国川地区水資源保全地域	6,814	H27.1.30
	舟形町	舟形町堀内地区水資源保全地域	1,543	H27.5.29
	真室川町	真室川町水資源保全地域	6,621	R3.3.26
	大蔵村	大蔵村水資源保全地域	3,082	H31.3.26
	鮭川村	鮭川村水資源保全地域	3,243	H30.3.27
	戸沢村	戸沢村水資源保全地域	4,162	H29.3.28
置賜	米沢市	米沢市水資源保全地域	32,316	R3.3.26
	長井市	長井市野川地区水資源保全地域	1,605	H25.9.27
	南陽市	南陽市小滝地区水資源保全地域	946	H26.3.11
	高畠町	高畠町水資源保全地域	9,143	H29.3.28
	川西町	川西町犬川地区水資源保全地域	5,234	H28.6.10
		川西町黒川地区水資源保全地域	2,294	H27.1.30
	小国町	小国町水資源保全地域	19,407	H31.3.26
	飯豊町	飯豊町水資源保全地域	21,791	H28.6.10
庄内	鶴岡市	鶴岡市水資源保全地域	21,184	H27.5.29
	酒田市	酒田市水資源保全地域	12,881	H29.3.28
	庄内町	庄内町立谷沢川地区水資源保全地域	2,680	H26.3.11
	遊佐町	遊佐町牛渡・滝淵・洗沢地区水資源保全地域	1,083	H25.9.27
		遊佐町下当山・長坂地区水資源保全地域	365	H25.9.27
		遊佐町白井地区水資源保全地域	246	H25.9.27
		遊佐町八森・藤井地区水資源保全地域	167	H26.3.11
合計	28市町村	32箇所（県内民有林面積の72.9%）	230,689	

2 取 組

(1) 大気環境の保全

ア 大気環境のモニタリング

- 「大気汚染防止法」に基づく常時監視として、一般環境の大気を測定する測定局10局（県が8局、山形市が2局）と自動車の排出ガスの影響を測定する測定局1局を配置して大気汚染の測定を行い、結果を県のホームページにリアルタイムで公表しています。
- 令和6年度の大気の状態は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については、全ての測定局で環境基準を達成しました。
光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成していませんが、「大気汚染防止法」で定めた注意報発令基準値（人への健康影響が生ずるおそれがあるとして定められた値：0.120ppm）を下回る状況でした。

表6-2 大気環境の状況（令和6年度）

測定項目	測定局数	測定結果 (1時間値)
二酸化硫黄	9局	0.001~0.002ppm
二酸化窒素	10局	0.005~0.019ppm
一酸化炭素	1局	0.4ppm
浮遊粒子状物質	10局	0.019~0.028ppm
光化学オキシダント	9局	0.079~0.090ppm（最高値）
微小粒子状物質 (PM2.5)	11局	16.9~21.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （日平均値）



大気環境の測定結果
(リアルタイム)



測定局舎（鶴岡錦町局）

環境大気常時監視測定地点図
(令和7年3月31日現在)



凡 例

- 山形県の一般環境大気測定局 8局
- 山形市の一般環境大気測定局 2局
- ▲ 山形市の自動車排出ガス測定局 1局

- ベンゼン等の有害大気汚染物質について、山形市、酒田市、寒河江市及び大江町で測定したところ、環境基準が設置されている4項目、指針値が設定されている11項目すべてで基準値等を下回りました。指針値が設定されていない6項目についても全国平均以下の水準でした。

イ フロン対策

- フロンは、二酸化炭素の数十倍から数万倍の温室効果があることから、県では、業務用冷凍空調機器からのフロンの漏洩防止、回収の徹底に取り組んでいます。

- フロン類の充填回収作業を行う事業者は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき都道府県知事の登録を受ける必要があります。山形県では602者（令和6年度末）を登録しており、基準を遵守した充填回収作業の実施等について指導しています。

（２）水環境・水資源の保全

ア 水環境のモニタリング

- 県は、「水質汚濁防止法」に基づき「水質測定計画」を策定し、国土交通省及び山形市と共に、公共用水域（川、湖沼、海）及び地下水の水質を測定し、その状況を公表しています。
- 公共用水域について令和6年度は、人の健康を保護するための基準である健康項目を54地点で測定し、背坂川（最上町）でカドミウム、須川（山形市）でふっ素が環境基準を達成しませんでした。それ以外の測定地点では環境基準を達成しました。利水等の面から生活環境を保全するための基準である生活環境項目を77水域で測定し、全ての水域で環境基準を達成しました。
- 地下水について令和6年度は、県内の状況を把握するための概況調査を山形市、最上及び庄内地区の8市町村37地点で行ったところ、ふっ素・ほう素が1地点（山形市蔵王松ヶ丘）で環境基準値を超過し、砒素が6地点（山形市桜田西、鶴岡市宝田、鶴岡市藤島、三川町横山、三川町猪子、庄内町西袋）で環境基準値を超過しました。
- 環境基準値超過地点については、市町村と連携を図りながら、地下水を飲用しないように住民に周知するとともに、引き続き水質を監視していきます。



海域での採水

イ 生活排水処理施設の整備

- 河川や海域等の公共用水域の水質を保全し、快適で潤いのある水環境を創造するためには、生活排水処理施設（下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽）が不可欠であり、その整備については、「第3次山形県生活排水処理施設整備基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づき市町村と連携しながら進めています。生活排水処理施設の整備は概ね順調に推移しており、生活排水処理施設の普及率は94.9%（令和6年度末）まで向上しています。
 なお、生活排水処理施設の整備は、基本構想で示した目標（令和7年度概成）達成を目指して、より一層の整備に取り組んでいます。
- 令和6年度は、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に対する助成を計120基実施しました。また、浄化槽設置者に対し、浄化槽の適正な維持管理を市町村と連携して指導しています。

ウ「里の名水・やまがた百選」の選定と情報発信

- 県は、平成27年度から、地域の人々に育まれてきた優れた湧水等を「里の名水・やまがた百選」として選定し県内外に広く紹介しています。この事業は、水環境を大切にする心と郷土愛を育み、また、観光資源としての活用や地域の活性化を図ることを目的としています。

- 県内にある水質が良く水量が豊富で、地域住民等による保全活動が行われている湧水のうち、地域での利用状況や親水性、故事来歴、自然景観などを総合的に評価し「里の名水」に選定しています。選定した名水には、選定書、標柱及び水質検査結果票を交付し、パンフレットや県ホームページ等により情報発信しています。
- 令和6年度は新たに7か所の湧水を選定し、累計で13市12町2村82か所の湧水が「里の名水」となりました。

里の名水・やまがた百選

令和6年度は次の7か所の湧水を選定し、合計82か所となっています。

- 熊野神社の手水舎（山形市）
- 坊の水（上山市）
- 葉山ぶな清水（村山市）
- 梅ヶ枝清水（東根市）
- 升玉の清水（大蔵村）
- 七窪地藏清水（鶴岡市）
- 柳清水（鶴岡市）



県ホームページ

県ホームページ：

<https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/mizu/meisui/meisui.html>

水大気環境課公式 YouTube チャンネル：

<https://www.youtube.com/channel/UCxI6EQ5vC3MqRfzIKp5RRrw>



水大気環境課
YouTube

(3) 土壤環境・地盤環境の保全

- 「土壤汚染対策法」に基づき、土地の所有者は土地の掘削や有害物質の使用廃止などの機会に土壤汚染の調査を行っており、工場の敷地内などで局所的な土壤汚染が確認されています。県では土壤汚染防止のため、工場等における有害物質の漏洩防止を指導するとともに汚染された土壤の浄化を指導しています。
- 地下水の過剰汲み上げによる、地下水位の低下や地盤沈下等の地下水障害を防止するため、県では県内5つの地下水利用対策協議会を支援しています。観測等により地盤沈下を監視し、地下水の適正利用を推進しています。

(4) 化学物質の環境リスクの低減

- 県では、ダイオキシン類、PFOS・PFOA（有機フッ素化合物の一種）などの化学物質の環境モニタリングにより県内の状況を調査し、化学物質の排出削減に取り組んでいます。
- 令和6年度は、一般環境や焼却炉等の発生源周辺におけるダイオキシン類の状況を把握するため、大気、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌について12市町の40地点で測定を行った結果、全ての地点で環境基準を達成しました。
- 県は令和6年度、県内一円の河川及び地下水のPFOS・PFOAの状況を把握するため、10河川10地点及び地下水4地点で測定を行った結果、全ての地点で指針値（50ng/L）を下回りました。



ダイオキシン類調査（土壌の採取）

- また、化学物質を使用する事業所に対し、有害物質の漏洩防止対策を盛り込んだ自主管理要綱の策定に係る指導を行うとともに、災害や事故時を想定し、P R T R データ※や市町村のハザードマップを活用し、化学物質の漏洩防止の指導を行っています。

※P R T R 制度：事業者が人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を事業所外に排出する量を自ら把握し、届出する制度。届出データは一般に公表されている。

(5) 公害被害等の防止と解決

- 大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭などの公害苦情に対し、市町村を中心に迅速かつ適切に対応しています。
- 令和6年度に処理した県内の公害苦情件数は492件であり、公害苦情は減少傾向にありますが、近隣騒音などの家庭生活に起因する苦情は依然としてなくなりません。

図6-1 県内における公害苦情件数の推移

